

## 墨田区就学援助費支給条例（案）概要

### 1 目的

経済的理由によって義務教育を受けることが困難であると認められる児童・生徒の保護者に対し、区が就学に必要な経費の援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育の機会均等の実現に資することを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 対象者

区内に住所を有し、小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者（文花中学校夜間学級に在籍する生徒にあつては、生徒若しくはその保護者）で、次のいずれかに該当するもの。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者で次に掲げる基準に基づき墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定した者（以下「準要保護者」という。）

#### (2) 準要保護者の認定基準

準要保護者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 就学援助を実施する年度において、生活保護法第26条の規定により、保護の停止又は廃止を受けた者。

イ 当該年度の4月1日を含む年の前年における世帯の構成員の所得の合計額が、生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準を準用して次の式で算定した額以下である者。この場合において、就学援助係数は1.3以上の教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める数値とする。

$$\{ \text{生活扶助（1類+2類+期末一時金）} + \text{教育扶助（基準額+特別基準）} \} \\ \times \text{就学援助係数} + \text{住宅扶助} + \text{学校給食費}$$

ウ ア及びイに掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者。

### (3) 援助費目

就学援助は、次の表に掲げる費目について行う。

費目	対象者
学用品費	準要保護者
新入学児童生徒学用品費	準要保護者
修学旅行費	要保護者及び準要保護者
校外活動費	要保護者及び準要保護者
クラブ活動費	準要保護者
メガネ購入費	準要保護者
学校給食費	準要保護者
体育実技用具費	準要保護者
運動着費	要保護者及び準要保護者
医療費	要保護者及び準要保護者
学級費（PTA会費を含む。）	準要保護者

### (4) 支給額

就学援助の費目の支給額は、この条例の目的が十分に達成できるものとし、規則で定める。

### (5) その他

「申請」「認定」「支給方法」「変更届」「受給資格の消滅」「認定の取消し」の手続きを定める。

### (6) 委任

この条例に定めるもののほか、就学援助の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

## 3 施行期日

本年4月1日